

請求の要旨

大東市が平成 15 年から平成 18 年に至るまで総合生活相談事業、人権ケースワーク事業を委託していた A 団体の決算内訳は「事業費」と「事務費」に区分され、事業費は相談員の人件費に充てられたと思料されるが、実績報告書の相談件数からすれば、相談にあっていたのは B 氏 1 人であったと考えられる。

ところが、大阪地方裁判所の送付嘱託書の回答により、その相談に当たっていたと考えられる人物は、一切の経済的対価を受け取っていないことが判明した。

その回答が正しいとすれば、大東市から委託料として支出された事業費は使途不明金となり、大東市長や大東市の支出担当者が、人件費に充てられないことを知りつつ事業費名目で公金を支出してきたのであれば、その支出は理由がなく、公益性が認められない。

それゆえ、このような支出は違法・不当な行為であり、大東市長は大東市長、大東市の支出担当者および当該団体に対し事業費全額を大東市に返還させること等必要な措置をとることを求める。

添付されていた事実証明書

- ・ 平成 15 年度～18 年度総合生活相談事業実績報告書
- ・ 平成 15 年度～18 年度人権ケースワーク事業実績報告書
- ・ B 氏の雇用に関する大東市人権教育啓発推進協議会と大東市との協定書
- ・ 大阪地方裁判所の送付嘱託書の回答